

令和7年度 事業報告書

自 令和7年10月 1日
至 令和8年 3月31日

地方独立行政法人名張市立病院

目 次

1. 理事長によるメッセージ	2
2. 法人の目的及び業務内容	3
3. 法人の位置付け及び役割	3
4. 中期目標の概要	3
5. 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略	4
6. 中期計画及び年度計画の概要	5
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	1 1
8. 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	1 2
9. 業績の適正な評価に資する情報	1 4
1 0. 業務の成果及び当該業務に要した資源	1 4
1 1. 予算及び決算の概要	1 5
1 2. 財務諸表の要約	1 6
1 3. 財政状態及び運営状況の理事長による説明	1 8
1 4. 内部統制の運用状況	1 9
1 5. 法人に関する基礎的な情報	1 9

1. 理事長によるメッセージ

地方独立行政法人名張市立病院は、令和7年10月より、名張市立病院と名張市立看護専門学校の事業を移行する形で設立されました。

地方独立行政法人化という大仕事を滞りなく完遂できたのは、市民の皆様の温かいご理解と、行政及び地域の医療関係者の皆様による多大なるご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。また、高い使命感を持って現場で奮闘してくれた職員一同にも、この場を借りて労いと感謝の意を表します。

令和7年度を振り返ると、少子高齢化の進展や必要とされる医療の多様化に加え、医師・看護師をはじめとする医療人材の不足など、地方の公立病院を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。このような中にあっても「市民の皆様に親しまれ信頼される病院」を目指すという理念の下、二次救急医療及び24時間365日の小児救急医療体制を維持し、さらに名賀医師会や地域の医療機関、介護施設との連携強化による地域包括ケアの推進に全力を注いでまいりました。

令和8年度は、中期計画で定める取組を更に推進していくため、法人化により可能となった様々な雇用推進策や医療DXを活用し、医療従事者の確保を進め病床稼働率の向上を図ってまいります。また、法人化を機に設置した救急センター、透析センター及び新設された専門外来（乳腺外科、心臓・動脈硬化外来、形成外科）で今まで以上に多様な医療ニーズに対応し、市民の満足度向上に貢献いたします。人材確保では看護学校の活性化による新採用者の増加も大変重要であり、克服しなければならない課題です。

医療政策においては2040年を見据えた新たな地域医療構想がスタートするため、これに取り組むことが重要です。増加する高齢者救急に対応するためにリハビリや栄養管理で入院患者の筋力の低下を防止し、並行して実施される退院支援において地域のケアマネージャーや訪問看護ステーション、介護施設とより密に連携することが求められます。

上記の取組を進めることによって、開院以来の公立病院としての役割や使命を受け継ぎながら患者サービスを向上させ、より柔軟で効率的な経営を行ってまいります。

今後とも、名張市立病院及び名張市立看護専門学校への変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月
地方独立行政法人名張市立病院
理事長 登内 仁

2. 法人の目的及び業務内容

(1) 法人の目的（定款第1条）

地方独立行政法人名張市立病院（以下「当法人」といいます。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び名張市と連携して、地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容（定款第17条）

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 医療に関する地域への支援を行うこと。
- 四 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- 五 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- 六 災害時における医療救護を行うこと。
- 七 看護師養成所の運営を行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 法人の位置付け及び役割

当法人は、昨今の人口減少及び高齢化による疾病構造の変化、医療需要の増大や多様化、医療従事者の不足と働き方改革等の医療を取り巻く課題に対応し、地域の持続可能な医療提供体制を支えるための強固な経営基盤を確立することを目的として、令和7年10月1日に設立されました。

今後も引き続き、地方独立行政法人の特長である経営の自律性、機動性及び透明性を生かした法人経営を行い、地域の中核病院として伊賀地域の医療提供体制の一翼を担うとともに、市民に信頼される病院を目指します。

4. 中期目標の概要

設立団体である名張市から当法人に対し指示された中期目標では、令和7年10月1日から令和11年3月31日までの3年6か月間を対象期間として、地域医療における公立病院としての役割を引き続き担いながら、地方独立行政法人の特長を生かした業務運営を行うため、市民に対して提供するサービス等の質の向上に関する事項等が定められています。

中期目標の主要な記載事項は次のとおりです。詳細な内容は、当法人のホームページに掲載している中期目標をご覧ください。

(中期目標の記載事項)

市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
地域に必要な二次医療提供体制の確保
医療水準の向上
患者サービスの一層の向上
業務運営の改善及び効率化に関する事項
地方独立行政法人の内部統制
効率的かつ効果的な業務運営
財務内容の改善に関する事項
収支の改善
その他業務運営に関する重要事項
地域の医療水準向上への貢献
市及び県の施策への協力

5. 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

(1) 理事長の理念

【名張市立病院の基本理念】

市民の皆様に親しまれ信頼される病院を目指します。

【名張市立看護専門学校教育理念】

地域社会に貢献できる看護実践者を養成します。

【法人の職場理念】

- I 患者のために熱意を持ち、一致団結する職場
- II 部門と職種の壁を取り払い、活発に意見交換できる職場
- III 挑戦や頑張りが評価され、やりがいを実感できる職場
- IV 人間関係を大切にし、ハラスメントのない職場

(2) 運営上の方針及び戦略

中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めます（業務方法書第2条）。

6. 中期計画及び年度計画の概要

中期計画及び当該計画に基づく令和7年度の年度計画は次のとおりです。取組の詳細や目標指標は、当法人のホームページに掲載している資料をご覧ください。

中期計画と主な指標	令和7年度年度計画と主な指標
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 地域に必要な二次医療提供体制の確保	
(1) 二次救急及び小児救急医療体制の堅持 市内で唯一の二次救急医療機関として、地域住民が安心して生活するための基幹となる救急医療を提供するため、二次救急及び小児救急医療体制の体制を確保する。	(1) 二次救急及び小児救急医療体制の堅持 二次救急及び小児救急医療体制の確保に向けて、院長直轄の「救急センター」を設置し、センター長の指揮の下で、救急医療体制の充実と運用の効率化を図る。
(2) がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化 全国的に患者が多く死亡率が高い疾病であるがん、心疾患及び脳卒中の診療機能を強化し、引き続き、地域の医療提供体制の下で二次医療（セカンダリ・ケア）を提供できる体制を確保する。	(2) がん、心疾患、脳卒中等の医療需要に応じた診療機能の強化 令和7年度は、病棟の看護師不足を前提として、可能な範囲で症例数の多い疾患の増患、検査及び手術件数の増加を目指す。
(3) 地域医療機関との役割分担と連携強化の推進 地域医療支援病院として地域全体の医療の質の向上を図るため、地域の医療機関をはじめとする関係機関との役割分担と連携体制を強化する。	(3) 地域医療機関との役割分担と連携強化の推進 地域医療支援病院として地域全体の医療の質の向上を図るため、地域の医療機関をはじめとする関係機関との役割分担と連携体制を強化する。
(4) 高齢社会に対応した医療機能の充実 人口構造と疾病構造の変化により、高齢患者の特性に応じた診療体制の構築が求められるため、リハビリテーション等の在宅復帰機能や在宅医療の充実を図る。 また、高齢患者の増加に備えた病床機能を確保することが望ましいため、計画期間の稼働病床数と地域医療構想における地域全体の必要病床数を踏まえ、地域包括ケア病棟等の在宅復帰を支援する病床の充実を目指す。	(4) 高齢社会に対応した医療機能の充実 高齢患者の特性に応じた診療を提供するため、各診療科において段階的に診療目標を達成するための取組を実施する。
(5) 災害時や新興感染症流行時に備えた体制の確保 災害時や新興感染症発生時の医療提供は、あらゆるケースを想定した体制確保を図る必要があるため、平時からの体制整備と十分な訓練を行う。	(5) 災害時や新興感染症流行時に備えた体制の確保 災害時や新興感染症発生時に主体的な役割を果たす職員を養成し、定期的な訓練の実施を通じて、非常事態に備えた強固な組織構築を図る。

2 医療水準の向上	
(1) 医療従事者の確保と専門性の向上 患者に良質な医療を提供するため、優秀な医療従事者の確保に向けた処遇改善と教育研修の取組を実施する。特に看護師については、働きやすい職場環境の整備とキャリアアップ支援に取り組み、働く看護師それぞれが思い描く「なりたい看護師」を目指せる組織を構築します。 また、中期目標で掲げる持続可能な医療提供体制を支える強固な経営基盤の確立に向けて、収益への影響が大きい病床稼働率の改善が必要となるため、採用強化と勤務環境の改善により看護師を確保することで、看護師不足による病床制限を段階的に解除することを目指す。 そのため、本計画では、看護師の採用強化と離職対策を最優先に取り組むべき課題とし、令和10年度に病床稼働率70%を達成するための必要数を目標として取組を進める。なお、離職対策のための勤務環境改善の取組は、P18「働きやすい就労環境の整備」に記述している。	(1) 医療従事者の確保と専門性の向上 中期計画では、看護師の採用強化と離職対策を最優先に取り組むべき課題と位置付けていることから、初年度の制度構築と迅速な看護師確保対策への着手が重要となる。 具体的には、中期計画で看護師確保対策の体系として整理した①採用強化、②働きやすい職場環境、③キャリアアップ支援、④労働安全衛生対策の4点について、令和7年度に取り組む事項を本計画で記載する。
(2) 医療機器等のインフラ整備 医療機器等の整備は、医療の質の確保と医師の充足のために必要不可欠であるが、収入と費用の両方で多大な影響を与えるため、費用対効果を検証して計画的な整備を図る。	(2) 医療機器等のインフラ整備 医療機器等の整備に関して費用対効果の検証を行い、計画的な予算執行を行い、次年度以降の計画に支障が生じないように努める。
(3) 医療安全管理対策の徹底 患者が安心して良質な医療を受けられるよう、医療安全及び院内感染管理部門の役割を明確にし、職員全員を対象とした院内研修を通じて、知識の向上と適切な管理体制の構築を図る。	(3) 医療安全管理対策の徹底 医療安全管理及び院内感染管理担当を担当する理事の下で、院内の医療安全管理対策及び院内感染管理対策を滞りなく実施する。また、患者等のハラスメント対策については、厚生労働省が公開している資料を参考に、院内の体制整備を実施する。
3 患者サービスの一層の向上	
(1) 患者中心の医療の提供 患者が納得して医療を受けられるよう、双方向の信頼関係構築が重要であることから、クリニカルパスを活用した医療の標準化や患者満足度にかかるベンチマーク分析の手法を用いて、患者サービスを含めた医療水準の向上に努める。	(1) 患者中心の医療の提供 患者の診療に対する理解が得られるよう、患者サポート窓口やセカンドオピニオンに関するリーフレットを活用する。また、クリニカルパスについては、在院日数の短縮や診療予定の可視化といった患者にとってのメリットを共有できるよう努める。

(2) 患者の利便性の向上 患者が受診する際のストレスを軽減するため、外来待ち時間の短縮、デジタル技術を活用した手続きの負担軽減、患者に寄り添う病院ボランティアの活用等に取り組み、利便性の向上を図る。	(2) 患者の利便性の向上 中期計画で掲げた各取組について、令和8年度以降の本格実施に向けて必要な調査や準備を行う。
(3) 院内環境の整備 患者のプライバシーが保たれた快適な療養環境を整えるため、緊急性や使用年数に応じて優先順位を付けて、施設改修及び設備更新を実施する。	(3) 院内環境の整備 患者の利便性向上の取組と同様に、院内環境整備のために必要な調査や準備を行う。
(4) 職員の接遇向上 職員全員が医療サービスの提供者としての意識を持ち、患者に寄り添い信頼を得るため、指針となる職場理念を定め行動することで、接遇の向上に努める。また、定期的に患者満足度調査を実施し取組の効果を検証し対策を行う。	(4) 職員の接遇向上 地方独立行政法人化に伴い、新たに定める職場理念や職員に関する規程等の内容を取りまとめた職員基本方針を策定し、職員全員に周知する。職員が職場理念に基づいて行動し、接遇に関するスキルアップを図ることにより、患者サービスの向上を目指す。
(5) 市民に対する積極的な情報発信 積極的な情報発信は、市民の医療アクセスへの利便性を高めるとともに、経営においても重要な戦略となることから、多様なPRの手法を実践し「名張市立病院ブランド」の創造を目指す。	(5) 市民に対する積極的な情報発信 令和7年度は、「名張市立病院ブランド」の創造に向けて、広報やPRの方向性を示すブランド戦略の策定準備を行う。その一環として、地域医療機関や患者向けの広報紙の発行についても準備を進める。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 地方独立行政法人の内部統制	
(1) 組織と運営管理体制の確立 地方独立行政法人の特長は、中期計画及び年度計画に基づく業務実施と評価により継続的に業務改善を図り、組織の自主性と迅速性を発揮することにあることから、経営責任を負う理事会の指示系統を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行える組織体制を構築する。また、監事監査や内部統制室による内部監査を実施する組織体制を構築する。	(1) 組織と運営管理体制の確立 計画の達成に向けた推進体制の構築のため、理事会を中心とした経営体制を構築する。 また、組織運営の透明性の確保に向けて、内部統制室の設置や内部通報、外部通報制度の整備等を行う。
(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底 個人情報を含む医療情報の安全管理対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修等を通じた職員教育を行う。また、全国的に医療機関を対象とした	(2) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の徹底 法人の情報セキュリティポリシーを策定し、運用を開始する。また、サイバー攻撃への対策については、事業継続計画（BCP）の策定準備と並行して実施する。

サイバー攻撃による被害が報告されているため、未然防止に向けた必要な対策を講じる。	
(3) コンプライアンスの徹底 組織のコンプライアンスの確保のため、全ての役員及び職員が遵守すべき事項を就業規則等の規定で明記する。また、職場のハラスメント根絶に向けて、報告及び調査を実施する委員会を設置するとともに、職員への研修実施や相談体制の構築に取り組む。	(3) コンプライアンスの徹底 法人の業務開始に伴い、就業規則、職員倫理規程、ハラスメント対策規程といったコンプライアンス確保のための規定を整備する。また、ハラスメント事案に関しては、内部及び外部への相談窓口を設置し、組織内ハラスメントの根絶に向けて取り組む。
(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成 組織全体で業務改善に取り組む風土を醸成するため、職員のアイデアを評価して実行する体制を制度化する。	(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成 職員からの建設的な意見や提案を経営に取り入れるため、定期的に意見聴取を行う。また、優秀な職員を表彰する制度も併せて導入し、業務改善に取り組む職員が評価される職場づくりを行う。
2 効率的かつ効果的な業務運営	
(1) 適切かつ弾力的な人員配置 法人への移行を契機として、既存の部門も含め組織の見直しを行い、より効率的に業務を遂行できる組織体制を構築する。	(1) 適切かつ弾力的な人員配置 新たな組織体制における指示系統を明確化するため、既存の組織体制を見直し、医療技術部、地域医療連携部、透析センター、救急センターへの再編を行い、必要な人員を配置する。
(2) 事務部門の強化 理事会が経営に関し迅速に意思決定できるよう、適切に経営を分析し報告できる体制を構築することから、事務部門の体制強化を図る。	(2) 事務部門の強化 事務部門の再編により、各課の役割と人員体制を整理するほか、中期計画の収支目標に対する取組の推進方法と結果を多角的に分析する。
(3) 人事評価制度の構築 地方独立行政法人の柔軟性を生かし、公平性と透明性を確保しつつ、職員がやりがいを持って従事できるよう、新たな人事評価制度と処遇に反映する仕組みを構築する。	(3) 人事評価制度の構築 既存の人事評価制度を見直し、職種別の評価指標や昇給昇格への反映の仕組みを定める。
(4) 働きやすい就労環境の整備 良質な医療サービスの提供に向けて、職員が働きやすい就労環境の整備は必要不可欠であるため、就労に係る規程の整備や福利厚生の実施による制度面の見直しと、業務効率化による運用面の見直しの両面で改善を図る。	(4) 働きやすい就労環境の整備 これまで実現が難しかった働き方や制度の導入、職員の労働環境改善のための運用の改善を随時実施する。
(5) 予算の弾力化 地方独立行政法人は、中期目標期間において予算、収支計画及び資金計画を策定するため、期間内	(5) 予算の弾力化 関係法令に基づいて、法人独自の規程の運用により効率的な事務執行を行う。

において弾力的な予算運用が可能であり、経理や契約についても、法令に従って独自の規程を定めることが可能となることから、運用面の効率化が図られるよう制度設計を行う。	
(6) 名張市立看護専門学校の充実と強化 名張市立看護専門学校は、地域の医療従事者を養成するという目的の下で開設した学校であり、引き続きその役割を果たす必要があるため、学生数の確保を図り、病院との連携により教育を充実し、地域で求められる優秀な看護師を養成する。	(6) 名張市立看護専門学校の充実と強化 令和7年度は、定員20人の入学生の確保と市立病院就職者の増加を法人全体の目標として掲げ、市立病院と看護専門学校の職員全員が教育体制充実と学生支援に取り組む。
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 収支の改善 法人の財務の健全化を図り、持続可能な経営を行っていくため、計画の最終年度である令和10年度までに経常収支比率及び修正医業収支比率の改善を図る必要がある。このため、中期計画の各項目について組織全体で共有し職員の「経営マインド」を高める。 より長期的な持続可能な経営を志向するため、第1期では人員確保や職場環境の改善等による組織の基盤づくりを最優先に取り組み、より良い経営状態で次期中期計画に引き継ぐことが重要である。	1 収支の改善 令和7年度は第1期中期計画期間の初年度であり、組織の基盤づくりを最優先とすることから、抜本的な収支改善は見込めない。そのため、病床制限による患者減少と医業収支の悪化を最小限に抑えるため、診療単価の向上と費用節減に重点を置いて取り組む。
(1) 収入の確保 医療機関における収入の中核となる医業収入を確保するため、入院及び外来診療単価並びに病床稼働率の向上に向けた取組を推進する。	(1) 収入の確保 患者1人当たりの診療単価向上のため、診療報酬上の評価の高い手術等の診療行為が実施できるよう、医療従事者の専門性の向上や医療機器整備を行う。
(2) 費用の節減 費用の節減は、収入の確保と並び、収支改善に向けた重要なアプローチであることから、病院で購入する診療材料及び薬品について、他病院とのベンチマークを通じた価格交渉や、費用対効果の検証、在庫管理の効率化により支出の適正化を図る。	(2) 費用の節減 支出管理について、物価高騰の状況下では、診療材料費及び薬品費の適正使用が課題であることから、使用状況等の分析を行う。また、業務効率化による時間外労働の削減を図るため、デジタル機器を利用した改善を実施する。
(3) 運営費負担金 設立団体である市が負担する運営費負担金は、市が医療提供体制を確保するために、法人が実施する	(3) 運営費負担金 運営費負担金等については、設立団体である名張市との協議により適切な額を中期計画に計上して

救急医療や小児医療等の政策医療の経費の一部を負担するものであり、公共サービスの受益者である市民が負担した市税等の一般財源が含まれる。 そのため、切れ目のない政策医療の提供を通じて市民に還元する必要があることを認識し、市との取り決めにより定める運営費負担金基準に基づき、適切な額を中期計画等に計上する。 また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のためのものとする。	おり、うち令和7年度は計約4.8億円（法人化後の半期）となる見込みである（なお、法人化前の病院事業会計における一般会計繰入金は約8.7億円であり、令和7年度の合計額は約13.5億円である）。
第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	
1 地域の医療水準向上への貢献	
(1) 地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催 地域の中核病院として、地域の医療従事者を対象とした講演会や研修を定期的実施し、地域全体の医療の水準向上に資する取組を実施する。	(1) 地域関係機関を対象とした講演会や研修会の開催 地域全体の医療の質の向上を図るための取組を実施する（再掲）。
(2) 地域で活躍できる医療従事者の養成 大学等の研修医及び実習生の教育研修に積極的に協力し、地域の医療ニーズや求められる医療従事者としての実践教育を通じて、将来的に地域で活躍できる医療従事者の養成に努める。	(2) 地域で活躍できる医療従事者の養成 研修医の教育体制の強化を図るため、令和8年度以降に基幹型臨床研修病院の指定を受けることを目指して、院内体制の整備や申請書類の準備を行う。
2 市及び県の施策への協力	
(1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続 設立団体である市と法人は、地域で持続可能な医療提供体制を確保するという共通の目的を有することから、全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実や周産期医療提供体制の充実に向けて、引き続き協力して取り組む。	(1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」に基づく取組の継続 名張市の全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの充実や周産期医療提供体制の充実に向けて、引き続き協力して取り組む。
(2) 広域的な地域医療体制の確保 二次医療圏及び地域医療構想区域の医療提供体制の確保について、法人が取組主体の一角であることを十分に認識し、より中長期的な医療ニーズを見据えた体制構築や県の施策への協力を続けていく。	(2) 広域的な地域医療体制の確保 二次医療圏及び地域医療構想区域の医療提供体制の確保について、引き続き関係機関に協力して取り組む。

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

当法人は、役員（監事を除く）の職務の執行が法、他の法令、名張市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備し、継続的に見直しを図ることとしています。

(2) 役員等の状況

役職名	氏名	任期 ※	備考
理事長	登内 仁	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 1 1 年 3 月 3 1 日	
副理事長	藤井 英太郎	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 1 1 年 3 月 3 1 日	院長
理事	須藤 博明	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日	副院長、小児科部長
理事	園田 潤	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日	副院長、整形外科部長
理事	井田 裕己	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日	副院長、脳神経外科部長
理事	辻本 由佳子	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日	看護師確保対策担当部長
理事	吉岡 昌行	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日	事務部長、地域医療連携部長、 看護専門学校事務局長
監事	山岡 輝之	自 令和 7 年 1 0 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 3 1 日	公認会計士、税理士

※役員の任期は定款第 1 0 条の定めによる。ただし、設立後最初に任命される役員の任期は、附則第 2 項の定めによる。

(3) 職員の状況

令和 8 年 3 月 3 1 日時点の常勤職員数は 2 3 8 人で、平均年齢は 4 1 . 6 歳となっています。
うち設立団体からの派遣職員数は 9 人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

当事業年度中に建替整備が完了した主要施設等	なし
当事業年度中において建替整備中の主要施設等	なし
当事業年度中に処分した主要施設等	なし

(5) 純資産の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
設立団体出資金	1,484	0	0	1,484
資本剰余金	0	0	0	0
利益剰余金	0	0	▲531	▲531
純資産合計	1,484	0	▲531	953

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(6) 財務の状況

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
医業収益	1,833	67.6%
運営費負担金	482	17.8%
長期借入金	170	6.3%
その他	226	8.3%
合計	2,711	100.0%

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、名張市が策定する「第三次なばり快適環境プラン」に基づき、事業者が取り組むべき環境保全の取組として、室内照明の省エネ化及び節電、廃棄物処理の適正化、地域の美化活動への参加等に取り組んでいます。

また、地域への貢献活動についても積極的に取り組んでおり、職員による出前講座の実施、教育機関の協力の下でジュニアメディカルラリーの実施、アレルギーを持つ子供のいる家庭を対象とした夏祭りの開催等、地域づくりの担い手の一員として活動しています。

8. 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人は、リスク管理規程に基づき、リスクの顕在化の防止及びリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るリスク管理に取り組んでいます。

リスク管理体制としては、内部統制担当理事がリスク管理を統括し、内部統制推進責任者がリスク管理及び内部統制を推進しています。このほか、内部統制規程に基づき、内部統制室が中心となってモニタリングや研修を実施しており、内部統制の推進を図っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当法人では、内部統制の4つの目的（①業務の有効性及び効率性、②事業活動に関わる法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性を確保すること）を阻害する要因をリスクと定義しています。

各項目に関する想定されるリスクとその対応策は次のとおりです。

リスク項目	想定されるリスク	対応策
業務の有効性及び効率性に関するリスク	大規模災害の発生	事業継続計画（BCP）の策定 年1回の災害対応訓練の実施
	新興感染症の流行	県との医療措置協定の締結 必要な医療用資材の備蓄
	重大な医療事故の発生	医療安全管理委員会による管理体制 インシデント報告システムの導入
	院内感染の発生	院内感染対策委員会による管理体制 陰圧設備やパーテーションの整備
	サイバー攻撃による情報流出	情報セキュリティポリシーを策定予定 医療情報に関するBCPを策定予定
事業活動に関わる法令等の遵守に関するリスク	診療報酬の請求誤り	診療情報管理士による確認体制 定期的な施設基準の確認と更新
	ハラスメント事案	相談窓口の設置と研修の実施 委員会による調査と厳正な処分
	役員又は職員による法令違反	コンプライアンス研修の実施 職員倫理規定の整備と運用
	委託業者による法令違反	契約規程に基づく資格確認と検査 内部通報・外部通報制度の整備
資産の保全に関するリスク	施設、設備及び機器の故障、老朽化	保守及びメンテナンス体制 設備投資計画を策定予定
	不必要な設備投資	理事会による承認手続きの遵守 医療機器検討委員会で費用対効果検証
財務報告等の信頼性に関するリスク	不適切な会計処理	監事監査及び内部監査の実施 外部コンサルタントの活用

9. 業績の適正な評価に資する情報

名張市立病院は、二次救急医療体制を担う地域医療支援病院、救急告示病院として、地域医療における中核的な役割を果たしています。救急医療以外の公的医療分野においては、24時間365日の小児救急医療体制や、三重県との医療措置協定に基づく新興感染症発生時の医療提供体制を確保しています。

また、第1期となる中期計画においては、看護師不足とそれに伴う病床の利用制限への対策を最優先課題として取り組みます。具体的には、看護専門学校との連携の下で新規採用の強化を図るとともに、働きやすい職場環境の整備による離職対策に取り組みます。これにより、人員の充足状況に応じて段階的に稼働病床を拡大していく予定です。

10. 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 自己評価

項目	大項目 評価	行政コスト (百万円)
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	4	2,877
1 地域に必要な二次医療提供体制の確保		
2 医療水準の向上		
3 患者サービスの一層の向上		
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	
1 地方独立行政法人の内部統制		
2 効率的かつ効果的な業務運営		
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	
1 収支の改善		
第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためにとるべき措置	3	
1 地域の医療水準向上への貢献		
2 市及び県の施策への協力		

(2) 当中期目標期間における設立団体の長による過年度の総合評価の状況

令和7年度は中期目標期間の初年度のため、過年度の評価は実施されていません。

1 1. 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
営業収益	2,301	2,243	①
営業外収益	24	19	
臨時利益	0	9	
資本収入	345	439	②
計	2,670	2,711	
支出			
営業費用	2,549	2,711	
医業費用	2,328	2,525	③
看護学校費用	54	63	
一般管理費	167	123	④
営業外費用	76	32	
臨時損失	0	8	
資本支出	433	540	⑤
計	3,058	3,291	
単年度資金収支 (収入－支出)	▲388	▲580	

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

予算額と決算額の差額の説明

- ①・・・入院・外来患者数が計画を下回ったことに伴い医業収益が減少したことによるもの
- ②・・・医療施設設備整備費補助金を受け入れたことによるもの
- ③・・・給与費及び材料費が計画より増加したことによるもの
- ④・・・一般管理費予算の一部を医業費用に振り替えて執行したことによるもの
- ⑤・・・医療施設設備整備費補助金の採択により翌年度整備予定であったMRI（磁気共鳴画像診断撮影装置）を前倒して整備したことによるもの

1 2. 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	3, 2 1 5	固定負債	1, 9 6 1
有形固定資産	3, 1 9 3	資産見返負債	2 3 2
無形固定資産	2 2	長期借入金	1 7 0
		移行前地方債償還債務	5 5 2
流動資産	8 6 9	引当金	1, 0 0 7
現金及び預金	4 8	流動負債	1, 1 7 0
未収金	7 0 1	短期借入金	2 0 0
棚卸資産	1 2 0	1年以内返済予定	2 8 8
		移行前地方債償還債務	
		未払金	4 9 3
		引当金	1 5 3
		その他	3 6
		負債合計	3, 1 3 1
		純資産の部	金額
		資本金	1, 4 8 4
		繰越欠損金	▲ 5 3 1
		純資産合計	9 5 3
資産合計	4, 0 8 4	負債純資産合計	4, 0 8 4

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益 (A)	2, 4 6 8
営業収益	2, 4 5 0
医業収益	1, 8 3 3
運営費負担金収益	4 8 2
その他収益	1 3 5
営業外収益	1 8
経常費用 (B)	3, 0 0 0
営業費用	2, 8 7 7
医業費用	2, 6 7 9
一般管理費	1 2 8
その他費用	7 0
営業外費用	1 2 3

経常利益（A－B）	▲ 5 3 2
臨時利益（C）	9
臨時損失（D）	8
当期純利益（A－B＋C－D）	▲ 5 3 1

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（３）純資産変動計算書

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高（A）	1, 4 8 4	0	0	1, 4 8 4
当期変動額（B）	0	0	▲ 5 3 1	▲ 5 3 1
当期純利益	0	0	▲ 5 3 1	▲ 5 3 1
当期末残高（A＋B）	1, 4 8 4	0	▲ 5 3 1	9 5 3

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（４）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 2 1
診療業務活動等によるキャッシュ・フロー	▲ 1 2
利息の支払額等	▲ 9
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1 5 0
有形固定資産の取得による支出	▲ 1 5 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	8 9
資金減少額	▲ 8 2
資金期首残高	1 3 0
資金期末残高	4 8

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（５）行政コスト計算書

（単位：百万円）

科目	金額
損益計算書上の費用	3, 0 0 8
その他行政コスト	0
行政コスト合計	3, 0 0 8

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

13. 財政状態及び運営状況の理事長による説明

(1) 貸借対照表

令和7年度末現在の資産合計は4,084百万円となり、法人設立時との比較で28百万円増(0.7%増)となっています。これは、流動資産で未収金が法人設立時との比較で138百万円増となった一方で、現金・預金が▲82百万円、また、有形固定資産が▲29百万円となったことが主な要因です。

(2) 損益計算書

令和7年度の経常利益は▲532百万円となっており、年度計画で見込んだ▲309百万円との比較で223百万円の損失増となっています。これは、給料改定を行ったこと等により給与費が対年度計画比120百万円の増、また減価償却費が見込みより増加したことから対年度計画比で99百万円増となったことなどが主な要因です。

(3) 純資産変動計算書

令和7年度は当期純損失を531百万円計上したことから、当期末の純資産は953百万円となっています。

(4) キャッシュ・フロー計算書

令和7年度の業務活動によるキャッシュ・フローは48百万円となり、法人設立時との比較で82百万円の減少となっています。

(5) 行政コスト計算書

令和7年度の行政コストは3,008百万円となっています。

1 4. 内部統制の運用状況

(1) 当法人の内部統制

当法人の内部統制は、①業務の有効性・効率性、②法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性の4点を確保することを目的とし、業務方法書及び内部統制推進規程に基づき、法令、規程等を遵守し、法人の使命を効果的かつ効率的に果たすために整備・運用する仕組みです。

この目的を果たすため、地方独立行政法人化に際して内部統制に関する行動指針を定めました。今後は本指針に基づき、内部統制室において各部門のモニタリングを実施する等、内部統制の推進を図る予定です。

(2) 監事監査・内部監査の実施状況

地方独立行政法人法の定めによる監査として、役員に監事を置くとともに、監事監査規程に基づき毎年監査を実施しています。

このほか、内部監査規程に基づき、内部統制推進責任者が内部監査責任者となり、定期監査及び臨時監査を実施していく予定です。

(3) 内部通報・外部通報制度

法令や規程等の違反や不正行為の早期発見と是正を図り、法人の社会的信用の維持及び業務の適正化を目的として、内部通報及び外部通報を制度化しています。内部通報は内部統制室が通報への対応を行い、外部通報は外部の弁護士に業務委託して対応を行っています。いずれの場合も、通報者を保護し、違反行為が認められた場合は速やかに是正措置を行うこととしています。

1 5. 法人に関する基礎的な情報

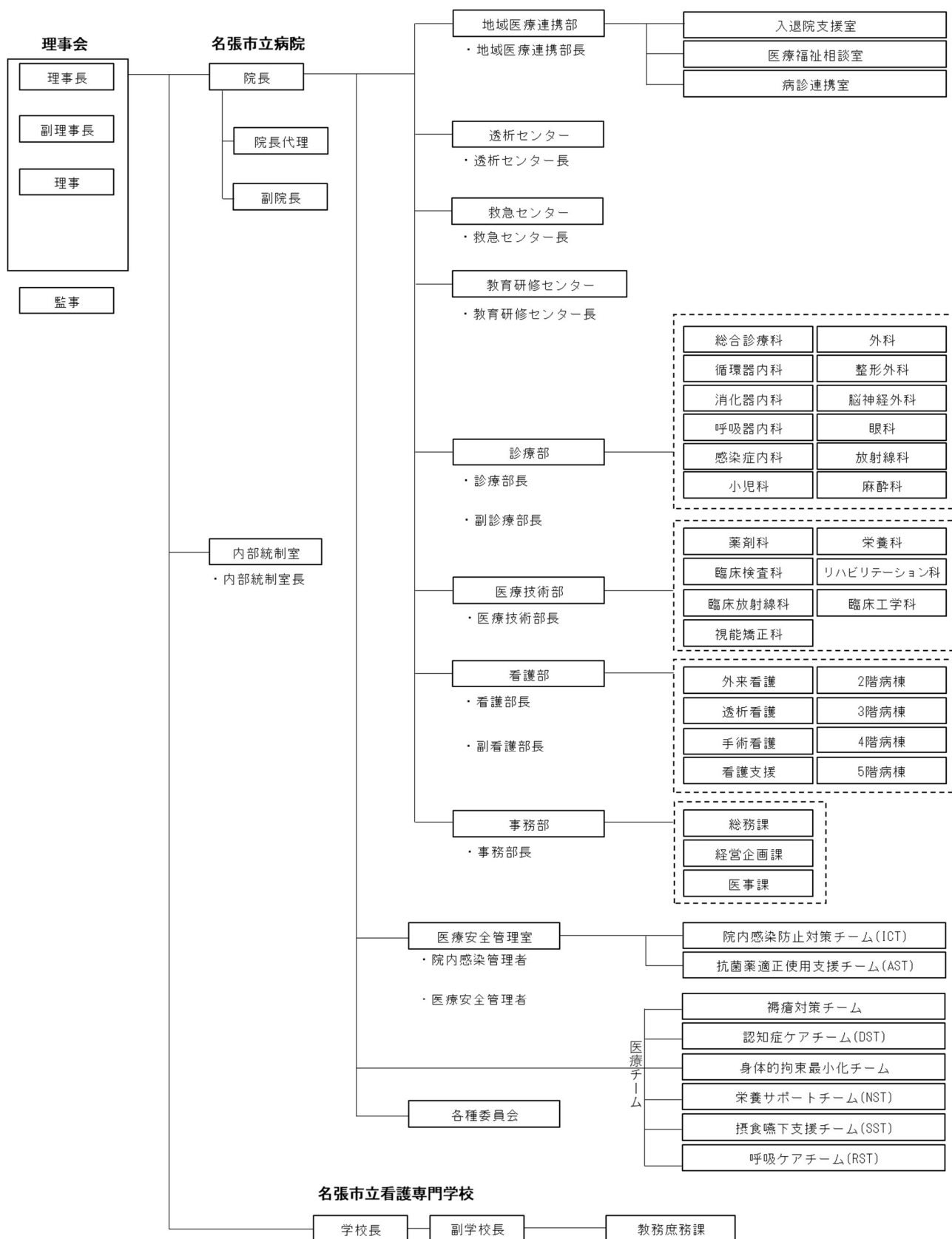
(1) 法人の基本情報

名称	地方独立行政法人名張市立病院
所在地	三重県名張市百合が丘西1番町178番地
設置根拠	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
設立日	令和7年10月1日
設立団体の長	名張市長
法人の開設者	理事長 登内 仁

(2) 沿革

令和7年10月1日	地方独立行政法人名張市立病院を設立
令和7年10月1日	第1期中期計画期間の開始（令和11年3月31日まで）

(3) 組織図 (令和8年3月31日時点)



(4) 設置・運営する施設

名称	名張市立病院
所在地	三重県名張市百合が丘西1番町178番地
開院日	平成9年4月21日
施設長	院長 藤井 英太郎
許可病床数	200床（うち48床は休止中）
診療科目 (令和8年3月末時点)	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、 脳神経内科、糖尿病内科、感染症内科、外科、整形外科、 脳神経外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、 眼科、放射線科、麻酔科、救急科
主な医療機関指定	地域医療支援病院 紹介受診重点医療機関 救急告示病院 災害拠点病院 がん診療連携病院 新興感染症第一種・第二種協定指定医療機関

名称	名張市立看護専門学校
所在地	三重県名張市百合が丘西5番町32番地
開校日	平成6年4月1日
施設長	学校長 松浦 真由美
定員	1学年20人（3学年計60人）